

～ 商品中古自動車にかかる自動車税種別割減免のお知らせ～

中古車販売店の所有する「商品中古自動車」については、自動車税種別割が一部減免される制度があります。

減免の要件や申請手続きの概要は以下のとおりです。

詳しいことは長崎振興局税務部課税第二課第二班までお問い合わせください。

1. 減免の対象になる自動車は

その年度の4月1日現在午前0時において商品中古自動車であることが、(一財)日本自動車査定協会により証明された自動車です。

「商品中古自動車」とは、中古車販売店が商品として所有・展示している自動車のうち、登録上の所有者・使用者が同一名義(販売店名義)のものをいいます。

2. 減免を受けられる販売店は

次の要件の全てに該当する中古車販売店に限られています。

- (1) 自動車税種別割の滞納がないこと。
- (2) 今年度分の自動車税種別割を納期限内に納付していること。
- (3) 最近3年間に、租税に関し違反行為をしたことがないこと。また、最近2年間に地方税の滞納処分を受けたことがないこと。

(1)(2)については、減免対象自動車以外の自動車(あなたに納税義務がある自動車すべて)に対して課税された自動車税種別割も含まれます。

減免対象自動車の自動車税種別割については、年税額を必ず納付して下さい。減免分は減免決定後に還付します。

3. 減免申請手続きについて

(1) 商品中古自動車証明申請

申請先:(一財)日本自動車査定協会長崎県支所(095-839-6878)

提出書類: 商品中古自動車証明申請書

古物商許可証の写し

自動車検査証の写し(4月1日午前0時時点の登録状況が確認できるもの)

申請期限: 4月末日まで

(2) 減免申請

申請先: 各振興局税務部(長崎・県央・県北)

各振興局税務課(五島・壱岐・対馬)

提出書類: 自動車税減免申請書

(1)により交付された商品中古自動車証明書

古物商許可証の写し

申請期限: 自動車税種別割の納期限まで

4. 減免額

年税額の1/2分の3に相当する額です。

問い合わせ先

長崎県長崎振興局税務部課税第二課第二班: 長崎市万才町3-17

095-821-8835